



法人市民税の法人税割の税率

平成20年3月31日までの 事業年度分に係るもの	区 分		税 率
	豊岡地域	資本等の金額が1億円を超える法人、 または分割前の法人税額が400万円を超 える法人	14.7%
		上記以外の法人	13.8%
	出石地域		13.0%
	城崎・竹野・日高・但東地域		12.3%
6地域に複数の事務所を有する法人は、豊岡市全体の課税標準額を 地域ごとに人数按分し、それぞれの税率をかけ、それらを合算した 額が法人税割額になります。			



平成20年4月1日以後終了する 事業年度分に係るもの	区 分		税 率
	資本等の金額が1億円を超える法人		14.7%
	資本等の金額が1千万円を超え、1億円以下の法人、ま たは資本等の金額が1千万円以下で、かつ、法人税額が400 万円を超える法人(分割法人にあっては、分割前の法人税 額により判定する)		13.5%
資本等の金額が1千万円以下で、かつ、法人税額が400 万円以下の法人(分割法人にあっては、分割前の法人税額 により判定する)		12.3%	

法人市民税の法人税割につ  
いては、市町合併に伴う経過  
措置として、旧市町ごとの税  
率で計算していましたが、平

# 法人市民税(法人税割)の税率が 4月1日から変わりました

成20年4月1日以後に終了す  
る事業年度からの申告は、左  
表の税率となりますので、お  
知らせします。なお、均等割  
は変更ありません。  
《問合せ》 税務課市民税係  
☎21・9045

## - 平成20年度 市税等の納期ごよみ -

納期月	税等の 区分	市県民税	固定資産税 (都市計画税)	自動車税 (県税)	軽自動車税 (市税)	国民健康 保険税	納期限
4月	—	—	1期	—	—	—	4月30日(水)
5月	—	—	—	全期	全期	—	6月2日(月)
6月	1期	—	—	—	—	—	6月30日(月)
7月	—	—	2期	—	—	1期	7月31日(木)
8月	2期	—	—	—	—	2期	9月1日(月)
9月	—	—	—	—	—	3期	9月30日(火)
10月	3期	—	—	—	—	4期	10月31日(金)
11月	—	—	—	—	—	5期	12月1日(月)
12月	—	—	3期	—	—	6期	12月25日(木)
1月	4期	—	—	—	—	7期	2月2日(月)
2月	—	—	4期	—	—	8期	3月2日(月)
3月	—	—	—	—	—	9期	3月31日(火)

納期限までに取扱金融機関で納付してください。

納期限を過ぎると、税額等によっては延滞金が加算される場合がありますので、ご注意ください。

《問合せ》 税務課収税係 ☎23 - 1118および豊岡県税事務所課税第1課 ☎26 - 3628